

保証料について

高知県の制度融資は、一部を除き高知県信用保証協会の保証付き融資となっています。県が保証協会に保証料の一部を補給することで、通常より低い保証料で保証を受けることができます。

1. 普通保証

普通保証を利用する場合、経営状況によって9段階に区分された保証料率が適用されます。
料率は、融資メニューによって以下の通りになります。

付表1(一般)⇒ほとんどの融資メニュー(付表2～8適用のもの及び特別小口融資、流動資産担保融資、創業者等応援融資、事業再生支援融資(事業再生計画実施枠)、農業ビジネス保証制度融資、並びに災害対策特別融資を除くメニュー)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.21	0.36	0.42	0.46	0.55	0.70	0.82	0.94	1.07

付表2(特殊)⇒経営安定融資(手形割引極度)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.22	0.35	0.40	0.44	0.57	0.70	0.80	0.91	1.01

付表3(短期)⇒経営安定融資(手形貸付極度)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.25	0.40	0.45	0.50	0.64	0.80	0.92	1.04	1.17

付表4(産振7)⇒産業振興計画推進融資(7年)、次世代施策推進融資(7年)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.12	0.16	0.21	0.26	0.30	0.35	0.40	0.46	0.49

付表5(産振10)⇒小規模企業融資(15年)、産業振興計画推進融資(10年)、次世代施策推進融資(10年・15年・20年)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.11	0.13	0.18	0.22	0.25	0.30	0.34	0.39	0.42

付表6(地震・節電対策)⇒南海トラフ地震・節電対策融資、事業承継特別保証制度融資、災害復旧融資、高知県元気な未来創造融資

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.11	0.12	0.14	0.18	0.20	0.24	0.27	0.31	0.34

付表7(協調①R8)⇒協調支援型特別保証制度融資

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)R8	0.19	0.25	0.34	0.42	0.49	0.57	0.66	0.74	0.80

保証付き融資額の1割以上のプロパー融資の同時実行を受ける場合。

付表8(協調②)⇒協調支援型特別保証制度融資、小規模企業融資(7年・10年)、小口零細企業融資、事業者選択型経営者保証非提供促進融資

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.29	0.38	0.50	0.63	0.73	0.86	0.98	1.11	1.20

金融機関の支援を受け、経営行動計画の策定並びにこの計画の実行及び進捗の報告を行う場合。

付表9 (緊急)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.40	0.50	0.75	0.75	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80

※付表8 事業者選択型経営者保証非提供促進融資を利用する場合において、次のア及びイのいずれにも該当する場合は付表8の表示料率に0.20パーセントを上乗せし、ア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人設立後2事業年度の決算が無い場合は表示料率に0.40パーセントを上乗せする。

ア 保証申込日の直前の決算における貸借対照表において、債務超過でないこと

イ 保証申込日の直前2期の決算における損益計算書において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと

2. 特別保証

経営安定関連保証（セーフティネット保証）等の特別保証を利用する場合、以下の特別料率が適用されます。

保証制度	料率(%)
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) ほかほとんどの特別保証	経営支援融資制度 0.40 特別融資制度 0.10
公害防止保証 等	0.55
新事業開拓保証	0.50

また、以下の融資メニューを利用する場合、専用料率が適用されます。

融資メニュー	料率(%)
特別小口融資	0.40
小規模企業融資（経営安定関連保証利用） 産業振興計画推進融資（経営安定関連保証利用） 次世代施策推進融資（経営安定関連保証利用）	(7年)0.30 (10年)0.25 (15年)0.25
流動資産担保融資	0.36
南海トラフ地震対策融資、高知県元気な未来創造融資、災害復旧融資 (経営安定関連保証利用)	0.20
創業者等応援融資（一般枠）	0.10
創業者等応援融資（スタートアップ創出促進枠）	0.30
事業再生支援融資（事業再生計画実施枠）	0.20
農業ビジネス保証制度融資	0.30
事業承継特別保証制度融資（特定経営承継準備関連保証利用）	0.20
災害対策特別融資	0.00
原油・原材料価格高騰対策緊急支援融資（責任共有）	0.60
〃 （責任共有対象外）	0.70

3, 経営安定関連保証（セーフティネット保証）について

セーフティネット保証は、取引先企業等の倒産や業況が悪化している業種を営んでいる等、経営の安定に支障を来している中小企業者を支援するための保証です。

- 1号：連鎖倒産防止
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号：突発的災害（事故等）
- 4号：突発的災害（自然災害等）
- 5号：業況の悪化している業種（全国的）
- 6号：取引金融機関の破綻
- 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

対象となる中小企業者は、本社または主たる事業所の所在地の市町村商工担当課に申請書を提出し、「特定中小企業者」の認定を受けることで、保証料率の引下げや信用保証協会の保証限度額の倍増などの優遇措置が受けられます。

4, 危機関連保証について

危機関連保証は、突発的に生じた大規模な経済危機や災害等の事象により、著しい信用収縮が生じた全国・全業種の中小企業者を支援するための保証です。